

鹿児島県土木部工事成績優秀企業認定要領

1 目的

鹿児島県土木部発注の建設工事（漁港工事を含む、建築課発注工事を除く。以下「工事」という。）において、工事成績評定点（平均点）が高い実績を有する企業を「工事成績優秀企業」（以下、「認定優秀企業」という。）に認定し、当該企業に対し監督・検査の簡素化等の措置を適用することにより、公共工事における更なる生産性向上と働き方改革を推進することを目的とする。

2 認定優秀企業の認定

(1) 認定基準

(3)に該当する工事を過去2カ年度に3件以上完成した企業について、工事成績評定点の平均点を算出し、少数第1位を四捨五入した点数が一定以上の点数である場合に、当該企業を「認定優秀企業」として認定する。ここでいう2カ年度とは認定を行う前年度及び前々年度をいう。

上記の「一定以上の点数」とは、(3)に該当する工事の実績を過去2カ年度に3件以上完成した企業のうち、上位5%程度の企業数が該当する点数を目処として定める。

「一定以上の点数」は、毎年度精査し、必要に応じて変更する。

(2) 対象企業

県内に本店を有する企業とする。

(3) 対象工事

鹿児島県において入札参加資格を認めている建設工事の種類のうち、①土木一式工事、②とび・土工・コンクリート工事、③鋼構造物工事、④舗装工事、⑤しゅんせつ工事、⑥塗装工事、⑦造園工事、⑧さく井工事とする。

(4) 共同企業体の工事成績評定の取扱い

共同企業体（特定・経常JV）が受注した工事の工事成績評定点は、各構成企業の工事成績評定の実績として、それぞれの企業に算入するものとする。

(5) 不適切事項

過去2カ年度及び認定を行う年度の当初（4月1日）から認定を行う日までに、次に該当する事案が発生した場合、原則として認定の対象外とする。

ア 鹿児島県土木部発注工事の工事成績評定で65点未満となった場合（(3)に規定する8つの建設工事の種類に限る）。

イ 鹿児島県土木部発注工事において、工事故や現場説明書の指導事項への抵触等により文書注意もしくは指名停止の措置を受けた場合。

ウ その他、法令遵守違反、民事再生法の申請その他不適切な行為により無効とすべきと判断した場合。

エ ア〜ウは、認定優秀企業を構成員とする共同企業体に対しても適用する。

3 認定書の授与

鹿児島県土木部は、別添 1 を参考に「工事成績優秀企業認定書」を作成し、認定優秀企業に授与する。認定に当たっては土木部長名で行うものとする。

認定優秀企業への交付は、各地域振興局建設部長及び各支庁建設部長等から行うものとする。

4 認定優秀企業の公表

認定優秀企業の「企業名」及び当該年度の「一定以上の点数」は、鹿児島県ホームページ等に掲載し公表するものとする。

企業名は五十音順で掲載し、「建設業法許可番号」及び「本社等所在地」等を併せて公表する。なお、各企業の工事成績評定の「平均点」については公表しない。

公表時期は、毎年度 8 月上旬を目途とする。

5 認定優秀企業に対する措置

認定優秀企業については、次に掲げる措置を適用するものとする。共同企業体が受注した工事においては、共同企業体を構成する全ての企業が認定優秀企業の場合に限り、当該措置を適用できるものとする。

(1) 認定ロゴマークの使用

ア 認定優秀企業は、別添 2 「工事成績優秀企業認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」とする。）を「企業の名刺」、「主任（監理）技術者の名札」等に使用（印刷）することができるとともに、「建設現場への標示」に掲示することができる。

イ 「主任（監理）技術者の名札」、「建設現場への標示」については、鹿児島県土木部発注工事のみに使用できるものとする。

ウ 「認定ロゴマーク」の電子データが必要な場合には、土木部工事監査に申し出るものとする。なお、「認定ロゴマーク」の使用又は掲示等に係る一切の費用は当該企業が負担するものとする。

(2) 監督・検査の簡素化

ア 過去 10 カ年度の間に鹿児島県土木部の優秀技術者表彰（土木部長表彰または建設部長等表彰）を受賞した者を主任技術者又は監理技術者として配置した工事においては、次に掲げる措置を講じることができるものとする。

（ア） 中間検査の免除

（イ） 土木工事共通仕様書に定める「確認事項」の減免

（ウ） 土木工事共通仕様書に定める「立会事項」の減免

工事の請負者が当該措置の適用を求める場合、工事成績優秀企業の認定書の写し及び優秀技術者表彰の表彰状の写しを添えて監督職員の承諾を得るものとする。

なお、監督職員は、工事の特性等に応じて当該措置の適用について承諾しないことができるものとする。

イ 低入札価格調査制度調査対象となった工事については、アの(ア)から(ウ)までの適用の対象外とする。

6 認定優秀企業の有効期限

認定優秀企業の有効期限は、当該年度の9月1日から翌年の8月31日までとする。

なお、4に定めた認定優秀企業の公表時期が遅延等した場合には、当該有効期限を変更できるものとする。

また、5に掲げる各措置は、原則として次に掲げるとおりとする。

- (1) 「認定ロゴマーク」の使用及び「監督・検査の簡素化」は、有効期限内に工事請負契約を締結した工事について、当該工事の完成時までの期間において当該措置を適用できるものとする。
- (2) 認定ロゴマークを「企業の名刺」等の広報媒体に使用する場合には、有効期限内においてのみ、その使用を認めるものとする。

7 認定優秀企業の認定取消

有効期間内に2の(5)不適切事項に該当する事案が発生した場合には、それ以降、認定優秀企業としての認定を取り消すものとする。

認定優秀企業は、2の(5)不適切事項に該当する事案が発生した場合には、速やかに監督職員に報告しなければならない。

監督職員は、上記の事案が発生した場合は、土木部工事監査に報告するものとする。

土木部工事監査は、当該企業に対し速やかに当該認定の取消しの旨を通知（別添4）するものとする。この場合において、土木部工事監査は関係部局及び関係事務所に対し、情報提供を行うものとする。

8 付則

この要領は令和8年8月7日から施行する。



注）認定書の様式については、今後変更の可能性がある。

別添 2（工事成績評定優秀企業認定ロゴマークのデザイン）



工 事 成 績 優 秀 企 業
鹿 児 島 県 土 木 部



※認定ロゴマークの「☆」については、各年度連続して認定優秀企業に認定された場合、「☆」を複数個（最大3個）表示した認定ロゴマークを使用することができる。（表示例は別添3のとおり）

注）認定ロゴマークのデザインについては、今後変更の可能性がある。

(別添3) 名刺への掲示イメージ

※認定ロゴマークの下部に「工事成績優秀企業」及び「鹿児島県土木部」を記入すること。



注) 認定ロゴマークのデザインについては、今後変更の可能性がある。

(別添4) 認定取消通知様式

認定優秀企業の認定取消通知書

令和 年 月 日

会社所在地

会社名

代表者の氏名 殿

鹿児島県土木部
総括工事監査監

令和 年 月 日付けの鹿児島県土木部工事成績優秀企業認定については、下記の理由により、認定を取り消します。

記

認定を取り消す理由